

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

修正前	修正後	摘要
<p style="text-align: center;">島根県地域防災計画 （原子力災害対策編）</p> <p style="text-align: center;">平成31年3月 島根県防災会議</p>	<p style="text-align: center;">島根県地域防災計画 （原子力災害対策編）</p> <p style="text-align: center;">令和3年__月 島根県防災会議</p>	<p>※新旧対照表ページと 素案ページは一致しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害対策指針は「原災指針」と略</li> <li>・原子力災害対策マニュアルは「原災マニュアル」と略</li> <li>・防災基本計画は「防災計画」と略</li> </ul>

修正前	修正後	摘要
第1章 総則		
第1節 計画の目的	第1節 計画の目的	
<p>第2節 計画の性格</p> <p>1～4 略</p> <p>5 計画の用語</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 施設敷地緊急事態要避難者・・・避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。</p>	<p>第2節 計画の性格</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 計画の用語</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 施設敷地緊急事態要避難者・・・<u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>・要配慮者(授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの</u></p> <p><u>・要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの</u></p> <p><u>(ア) 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの</u></p> <p><u>(イ) (ア)のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの</u></p>	<p>・原災指針の改正 (R1.7) を反映《P7》</p>
第3節 計画の前提	第3節 計画の前提	
第4節 計画の周知徹底	第4節 計画の周知徹底	
第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	第5節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	
<p>第6節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>計画を策定するに当たり規定する発電所からの放射性物質の放出形態は、過酷事象が発生する可能性も考慮し以下のとおりとする。</p> <p>「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p>	<p>第6節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>計画を策定するに当たり規定する発電所からの放射性物質の放出形態は、過酷事象が発生する可能性も考慮し以下のとおりとする。</p> <p>「原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p>	<p>・原災指針の改正 (R1.7) を反映《P3》</p>

修正前		修正後		摘要
<p>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」</p>		<p>実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。」</p>		
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市の範囲		第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市の範囲		
<p>第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>表2 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱</p>		<p>第8節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>表2 防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱</p>		
指 定 地 方 行 政 機 関	中国管区警察局	広域調整第二課	1 管区内各警察の指導、調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用	・組織改編に伴う修正
	(略)			
	中国四国管区警察局	広域調整第二課	1 管区内各警察の指導、調整 2 他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用	
機 関	（株）NTTドコモ中国支社島根支店	販売企画担当（総括担当）	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧	・組織改編に伴う修正
	(略)			
	（株）NTTドコモ中国支社島根支店	企画総務担当	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 2 災害非常通信の確保 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧	
機 関	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	放射線緊急時支援センター業務調整室	1 原子力災害医療に関すること 2 専門機関との連携強化に関すること 3 専門家の派遣に関すること 4 緊急時モニタリング体制の整備に関するこ と 5 避難退域時検査及び簡易除染の支援に関する	・組織改編に伴う修正
	(略)			
	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	量子医学・医療部門高度被ばく医療センター運営企画室	1 原子力災害医療に関すること 2 専門機関との連携強化に関すること 3 専門家の派遣に関すること 4 緊急時モニタリング体制の整備に関するこ と 5 避難退域時検査及び簡易除染の支援に関する	

修正前				修正後				摘要
			ること 6 住民からの問合せに対応する住民相談窓口の置等に関すること 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること				ること 6 住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等に関すること 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること	・ 所要の修正
			(略)				(略)	
出雲ケーブルビジョン(株)	二		1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 その他災害に関する広報活動	出雲ケーブルビジョン(株)	制作課		1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 その他災害に関する広報活動	
原子力災害に 対応する 医療機関等	機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱	機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱	・ 防災計画の改正 (R1.5) を反映《P272 ※現行 P280》	
	高度被ばく医療支援センター		(1) 重篤な外部被ばく・内部被ばく患者の診療等の実施 (2) 高度専門的研修の実施 (3) 専門派遣チームの整備	高度被ばく医療支援センター		(1) 重篤な外部被ばく・内部被ばく患者の診療等の実施 (2) 高度専門的研修の実施 (3) <b>専門家の派遣</b>		
	原子力災害医療・総合支援センター		(略)	原子力災害医療・総合支援センター		(略)		
	原子力災害拠点病院		(略)	原子力災害拠点病院		(略)		
原子力災害医療協力機関		(略)	原子力災害医療協力機関		(略)			
第2章 原子力災害事前計画								
第1節 基本方針				第1節 基本方針				
第2節 中国電力(株)との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理				第2節 中国電力(株)との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理				
第3節 立入検査と報告の徴収				第3節 立入検査と報告の徴収				
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携				第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携				
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1) (略) (2) (略) (3) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め				第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (1) (略) (2) (略) (3) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め				

修正前	修正後	摘要
<p>るものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(4) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p>	<p>るものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど</u>、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(4) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材<u>について</u>、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P20》、新旧《P4》</p> <p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P20》、新旧《P5》</p>
<p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p>	<p><b>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</b></p>	
<p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>1～8（略）</p> <p><b>9 モニタリング体制等</b></p> <p>（緊急時モニタリングセンター）</p> <p>緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（<u>全面緊急事態</u>においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括のもと、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）が設置される。EMCは、<u>国（原子力規制委員会及び関係省庁）</u>、関係地方公共団体、中国電力㈱及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行うEMCの体制の準備に協力する。</p> <p>10～11（略）</p> <p><b>12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</b></p> <p><u>県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、松江市、関係周辺3市及び中国電力㈱と相互の連携を図るものとする。</u></p>	<p><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>1～8（略）</p> <p><b>9 モニタリング体制等</b></p> <p>（緊急時モニタリングセンター）</p> <p>緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（<u>原子力緊急事態宣言発出後</u>においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括のもと、緊急時モニタリングセンター（以下「EMC」という。）が設置される。EMCは、関係省庁、関係地方公共団体、中国電力㈱及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行うEMCの体制の準備に協力する。</p> <p>10～11（略）</p> <p><b>12 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下での原子力事故時における防護措置</u></b></p> <p><u>県は、令和2年の新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力事故が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とし、国が示した基本的な考え方（「<u>新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方</u>」令和2年6月2日付け、内閣府政策統括官（原子力防災担当））等を踏まえて、避難等を行う際の健康確認や円滑な検査の実施など、感染拡大・予防</u></p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P264》、新旧《P46》</p> <p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P247》、新旧《P43》</p> <p>・原災マニュアルの改正（R2.7）を反映《P250》、新旧《P60》</p>

修正前	修正後	概要
<p>13（新設）</p>	<p><u>対策を十分考慮し、国、松江市、関係周辺3市等と連携し対応する。</u></p> <p><b>13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</b></p> <p>県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、松江市、関係周辺3市及び中国電力㈱と相互の連携を図るものとする。</p>	<p>・所要の修正</p>
<p>第8節 避難受入活動体制の整備</p>	<p>第8節 避難受入活動体制の整備</p>	
<p>第9節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、松江市及び関係周辺3市に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p>	<p>第9節 飲食物の<b>摂取制限及び出荷制限</b></p> <p>1 飲食物の<b>摂取制限及び出荷制限</b>に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の<b>摂取制限、出荷制限</b>に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 飲食物の<b>摂取制限、出荷制限</b>を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、松江市及び関係周辺3市に対し、飲食物の<b>摂取制限、出荷制限</b>を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P275》、新旧《P48》</p>
<p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p>	<p>第10節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<b>燃料貯蔵設備及び</b>非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P35》、新旧《P10》</p>
<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1～3 （略）</p>	<p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>1～3 （略）</p>	

修正前	修正後	摘要
<p><b>4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、松江市、関係周辺3市、医療機関等と連携して、P A Z 内及びP A Z 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p>	<p><b>4 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針を参考に、松江市、関係周辺3市、医療機関等と連携して、P A Z 内及びP A Z 外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P253》、新旧《P43》</p>
<p><b>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p>	<p><b>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</b></p>	
<p><b>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p>	<p><b>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p>	
<p><b>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等</b></p>	<p><b>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発等</b></p>	
<p><b>第15節 防災業務関係者の人材育成</b></p>	<p><b>第15節 防災業務関係者の人材育成</b></p>	
<p><b>第16節 防災訓練等の実施</b></p>	<p><b>第16節 防災訓練等の実施</b></p>	
<p><b>第17節 発電所上空の飛行規制</b></p>	<p><b>第17節 発電所上空の飛行規制</b></p>	
<p><b>第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</b></p>	<p><b>第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</b></p>	
<p><b>第3章 異常時等の対策</b></p>		
<p><b>第1節 基本方針</b></p>	<p><b>第1節 基本方針</b></p>	
<p><b>第2節 環境放射線異常時の対策</b></p>	<p><b>第2節 環境放射線異常時の対策</b></p>	
<p><b>第3節 発電所異常時の対策</b></p>	<p><b>第3節 発電所異常時の対策</b></p>	
<p><b>第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>警戒事態が発生した場合</b></p> <p>① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力(株)等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。さらに、P A Z を含む地方公共団体に対しては、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段</p>	<p><b>第4節 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <b>警戒事態が発生した場合</b></p> <p>① 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は中国電力(株)等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置し、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。</p> <p>また、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。さらに、P A Z を含む地方公共団体に対しては、原子力事業所の被害状況に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段</p>	

修正前	修正後	摘要																
<p>の確保等)を行うよう、UPZ外の地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請することとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。</p> <p>② 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、必要と認めたときは県内市町村、岡山県、広島県、山口県及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>また、県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともに松江市及び関係周辺3市に対してその状況を連絡するものとする。</p> <p>③ (新設)</p>	<p>の確保等)を行うよう、UPZ外の地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請することとされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。</p> <p>② 県は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、警戒事態の発生を認知したことについて、必要と認めたときは県内市町村、岡山県、広島県、山口県及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。</p> <p>また、県は、必要と認めたときは、安全協定第11条による立入調査を行うとともに松江市及び関係周辺3市に対してその状況を連絡するものとする。</p> <p>③ <u>国(原子力利用省庁)は、施設敷地緊急事態への進展に備え、原子力利用省庁副大臣(又は原子力利用省庁大臣政務官)及び原子力利用省庁等が指定した職員を、当該原子力事業所の区域を管轄する道府県の庁舎等(以下「原子力被災道府県庁舎等」という。)へ派遣する準備を行うものとされている。</u></p> <p><u>なお、原子力利用省庁とは、事故発生施設が電力事業者など民間企業の所有に係る場合にあつては経済産業省、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合にあつては文部科学省とされている。</u></p>	<p>・原災マニュアルの改正(R2.7)を反映《P26》、新旧《P7～8》</p>																
<p>第5節 対策会議</p> <p>表3 会議の構成員及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="105 1093 958 1482"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>各部主管課長(※)</td> <td>各部局内への連絡及び対応協議 <u>(広報室のみ)</u> ・報道機関との連絡調整等 (消防総務課及び地域政策課のみ) ・防災危機管理課の応援</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>	構成員	所掌事務	(略)		各部主管課長(※)	各部局内への連絡及び対応協議 <u>(広報室のみ)</u> ・報道機関との連絡調整等 (消防総務課及び地域政策課のみ) ・防災危機管理課の応援	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>第5節 対策会議</p> <p>表3 会議の構成員及び所掌事務</p> <table border="1" data-bbox="1010 1093 1863 1482"> <thead> <tr> <th>構成員</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>各部主管課長(※)</td> <td>各部局内への連絡及び対応協議 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (消防総務課及び地域政策課のみ) ・防災危機管理課の応援</td> </tr> <tr> <td><u>広聴広報課長</u></td> <td><u>報道機関との連絡調整等</u></td> </tr> </tbody> </table>	構成員	所掌事務	(略)		各部主管課長(※)	各部局内への連絡及び対応協議 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (消防総務課及び地域政策課のみ) ・防災危機管理課の応援	<u>広聴広報課長</u>	<u>報道機関との連絡調整等</u>	<p>・組織改編に伴う修正</p>
構成員	所掌事務																	
(略)																		
各部主管課長(※)	各部局内への連絡及び対応協議 <u>(広報室のみ)</u> ・報道機関との連絡調整等 (消防総務課及び地域政策課のみ) ・防災危機管理課の応援																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																	
構成員	所掌事務																	
(略)																		
各部主管課長(※)	各部局内への連絡及び対応協議 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (消防総務課及び地域政策課のみ) ・防災危機管理課の応援																	
<u>広聴広報課長</u>	<u>報道機関との連絡調整等</u>																	



修正前	修正後	摘要
<p style="text-align: center;">略</p> <p>※各部主管課とは、政策企画監室、総務課、<u>広報室</u>、消防総務課、地域政策課、環境生活総務課、健康福祉総務課、農林水産総務課、商工政策課、土木総務課、会計課、企業局総務課、病院局県立病院課、教育庁総務課をいう。</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>※各部主管課とは、政策企画監室、総務課、消防総務課、地域政策課、環境生活総務課、健康福祉総務課、農林水産総務課、商工政策課、土木総務課、会計課、企業局総務課、病院局県立病院課、教育庁総務課をいう。</p>	
<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p>	<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p>	
<p>第7節 連絡員の派遣要請</p>	<p>第7節 連絡員の派遣要請</p>	
第4章 緊急事態応急対策計画		
<p>第1節 基本方針</p>	<p>第1節 基本方針</p>	
<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、鳥取県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>なお、県は通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部と関係地方公共団体が、相互に協力して作成した施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</u></p>	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>① 発電所の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、鳥取県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>なお、県は通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等は、<u>関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国が要請する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公共団体等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。</u></p> <p>・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針</p> <p>・避難ルート、避難先の概要</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5） 《P260》、新旧《45》 原災マニュアルの改正（R2.7）《P62》、新旧《P15～16》を反映</p>

修正前	修正後	摘要
<p>③ 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、発電所から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>④ 県は、松江市、関係周辺3市及び指定地方公共機関との間において、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>⑤ 県、松江市及び関係周辺3市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>⑥ 県、松江市及び関係周辺3市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>なお、現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同連絡会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。</p> <p>⑦（新設）</p> <p><b>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</b></p> <p>① 発電所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、鳥取県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県及び松江市は通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② 全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う</p>	<p><u>・移動手段の確保見込み</u></p> <p><u>・その他必要な事項</u></p> <p>③ 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、発電所から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>④ 県は、松江市、関係周辺3市及び指定地方公共機関との間において、発電所及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>⑤ 県、松江市及び関係周辺3市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>⑥ 県、松江市及び関係周辺3市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>なお、現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同連絡会議を通じて関係機関相互の連絡をとるものとする。</p> <p><u>⑦ 国（原子力利用省庁）は、全面緊急事態の発生に備え、原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び原子力利用省庁等が指定した職員を原子力被災道府県庁舎等へ派遣するものとされている。</u></p> <p><b>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</b></p> <p>① 発電所の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、鳥取県警察本部、松江市消防本部、境海上保安部、自衛隊、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、県及び松江市は通報を受けた事象に対する発電所への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>② 全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う</p>	<p>・原災マニュアルの改正（R2.7）を反映《P36》、新旧《P11》</p>

修正前	修正後	摘要
<p>こととされている。</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、松江市、関係周辺3市、鳥取県等、指定地方公共機関及び中国電力㈱その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>③ 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>④ <u>原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が、相互に協力して作成したPAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や原子力災害対策本部等との間で認識の共有を図るものとされている。</u></p> <p>⑤ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び松江市、関係周辺3市をはじめ中国電力㈱、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p>	<p>こととされている。</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、松江市、関係周辺3市、鳥取県等、指定地方公共機関及び中国電力㈱その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>③ 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>④ <u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等は、関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国が指示する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PAZ内の避難者の数及び避難の方針</li> <li>・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</li> <li>・避難ルート、避難先の概要</li> <li>・移動手段の確保見込み</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>⑤ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び松江市、関係周辺3市をはじめ中国電力㈱、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p>	<p>・防災計画の改正 (R2.5) 《P262～263》、新旧《P45》</p> <p>原災マニュアルの改正 (R2.7) 《P110》、新旧《P35》</p> <p>を反映</p>

修正前					修正後					概要
第3節 県災害対策本部の設置					第3節 県災害対策本部の設置					<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改編に伴う修正</li> <li>・所要の修正</li> <li>・所要の修正</li> <li>・組織改編に伴う修正（政策企画部へ）</li> </ul>
表5 災害対策本部の事務分掌					表5 災害対策本部の事務分掌					
部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌	部 (局)	部長 副部長	班 (課)	班(局)長	事務分掌	
政策企画部	部長 政策企画局長	政策企画班	政策企画監	1 関係省庁の視察に関する事 2 政策企画局内の連絡調整に関する事	政策企画部	部長 政策企画局長	政策企画班	政策企画監	1 関係省庁の視察に関する事 2 政策企画局内の連絡調整に関する事	
		秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害見舞、視察者等の主要来県者の接遇に関する事 3 災害功労者の表彰に関する事			秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害見舞、視察者等の主要来県者の接遇に関する事 3 災害功労者の表彰に関する事	
	(新設)					広聴広報班	広聴広報課長		1 災害時における被害状況・応急対策等の県民への広報に関する事 2 災害時における放送要請に関する協定に基づく放送要請に関する事 3 災害時における被害状況・応急対策等の報道機関への発表についての連絡調整に関する事 4 原子力災害合同対策協議会広報班に関する事	
		統計調査班	統計調査課	1 事務局の応援に関する事			統計調査班	統計調査課長	1 事務局の応援に関する事	
総務部	部長 総務部長	総務班	総務課長	1 私立学校の被害調査及び災害対策に関する事 2 総務部内の連絡調整に関する事 3 原子力災害合同対策協議会住民安全班に関する事 4 事務局の応援に関する事	総務部	部長 総務部長	総務班	総務課長	1 私立学校（ <u>私立幼稚園を除く</u> ）の被害調査及び災害対策に関する事 2 総務部内の連絡調整に関する事 3 原子力災害合同対策協議会住民安全班に関する事 4 事務局の応援に関する事	
				(略)					(略)	
広報部	部長 広報部長	広報班・ 県民対話班	(兼) 副部長 広報室長	1 災害時における被害状況・応急対策等の県民への広報に関する事 2 災害時における放送要請に関する協定に基づく放送要請に関する事 3 災害時における被害状況・応急対策等の報道機関への発表についての連絡調整に関する事 4 原子力災害合同対策協議会広報班に関する事	<u>(削除（政策企画部へ移動）)</u>					
				副部長 広報室長						
地域振興部	部長 地域振興部長	地域政策班	地域政策課長	1 地域振興部内の連絡調整に関する事 2 交通対策班の応援に関する事 3 事務局の応援に関する事	地域振興部	部長 地域振興部長	地域政策班	地域政策課長	1 地域振興部内の連絡調整に関する事 2 交通対策班の応援に関する事 3 事務局の応援に関する事	

修正前				修正後				概要
副部長 地域振興部 次長			4 電力事業者の被害状況の把握に関する こと	副部長 地域振興部 次長			4 電力事業者の被害状況の把握に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改編に伴う修正</li> <li>・組織改編に伴う修正</li> <li>・所要の修正</li> </ul>
	しまね暮らし 推進班	しまね暮らし 推進課長	1 地域政策班・交通対策班の応援に 関すること		しまね暮らし 推進班	しまね暮らし 推進課長	1 地域政策班の応援に関する こと	
	(新設)				<u>中山間地 域・離島 振興班</u>	<u>中山間地域・ 離島振興課長</u>	1 <u>交通対策班の応援に関する こと</u>	
	市町村班	市町村課	1 被災市町村に対する行財政支援に 関すること		市町村班	市町村課長	1 被災市町村に対する行財政支援に 関すること	
(略)				(略)				
健康福 祉部	部長 健康福祉部 長  副部長 健康福祉部 次長	子ども・ 子育て支 援班	子ども・子育 て支援課  1 児童福祉施設（保育に関する施設） 及び放課後児童クラブの被害の情報収 集、報告及び災害対策に関すること 2 災害救助の応援に関すること	健康福 祉部	部長 健康福祉部 長  副部長 健康福祉部 次長	子ども・ 子育て支 援班	子ども・子育 て支援課長  1 児童福祉施設（保育に関する施設） 、 <u>放課後児童クラブ及び私立幼稚園</u> の 被害の情報収集、報告及び災害対策に 関すること 2 災害救助の応援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の修正</li> </ul>
(略)				(略)				
農林水 産部	部長 農林水産 部長	農林水産 総務班	農林水産総務 課長  1 農林水産部内の連絡調整に関する こと 2 (新設)	農林水 産部	部長 農林水産 部長	農林水産 総務班	農林水産総務 課長  1 農林水産部内の連絡調整に関する こと 2 <u>農業災害補償に関すること</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所要の修正</li> <li>・組織改編に伴う修正（農 林水産総務班へ）</li> <li>・組織改編に伴う修正</li> </ul>
	副部長 農林水産部 次長	農業経営 班	農業経営課長  1 農業災害補償に関すること 2 被害農家に対する融資に関する こと		副部長 農林水産部 次長	農業経営 班	農業経営課長  1 <u>(削除（農林水産総務班へ移動））</u> 1 被害農家に対する融資に関する こと	
		農産園芸 班	農産園芸課長  1 農作物等の被害状況の把握に関する こと 2 種苗、生産資材等に関する こと 3 農産物の採取、出荷の規制に関する こと 4 農産物の風評被害対策に関する こと 5 事務局の応援に関する こと			農産園芸 班	農産園芸課長  1 農作物等の被害状況の把握に 関すること <u>(野菜・果樹・花木・特作に限 る)</u> 2 種苗、生産資材等に関する こと <u>(野菜・果樹・花木・特作に限 る)</u> 3 農産物の採取、出荷の規制に 関すること <u>(野菜・果樹・花木・特作に限 る)</u> 4 農産物の風評被害対策に 関すること <u>(野菜・果樹・花木・特作に限 る)</u> 5 <u>(削除（農畜産班へ移動））</u>	
		畜産班	畜産課長  1 畜産物等の被害状況の把握に 関すること 2 家畜衛生に関する こと 3 家畜の避難・収容等に関する こと 4 畜産物の流通経路に関する こと 5～8 (新設)			農畜産班	農畜産課長  1 農作物等の被害状況の把握に 関すること <u>(野菜・果樹・花木・特作を除 く)</u> 2 種苗、生産資材等に関する こと <u>(野菜・果樹・花木・特作を除 く)</u> 3 農産物の採取、出荷の規制に 関すること <u>(野菜・果樹・花木・特作を除 く)</u> 4 農産物の風評被害対策に 関すること <u>(野菜・果樹・花木・特作を除 く)</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改編に伴う修正</li> </ul>

修正前					修正後					摘要
									5 <u>家畜衛生に関すること</u> 6 <u>家畜の避難・収容等に関すること</u> 7 <u>畜産物の流通経路に関すること</u> 8 <u>事務局の応援に関すること</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改編に伴う修正</li> <li>・組織改編に伴う修正</li> </ul>
(略)					(略)					
教育部	部長 教育長  副部長 教育次長	(略)			教育部	部長 教育長  副部長 <u>副教育長</u>	(略)			
(略)					(略)					
公安部	部長 警察本部長  副部長 警務部長 警備部長  幕僚 警備部長	総括班	警備課長	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 公安部内の調整に関すること 3 特別派遣部隊の援助要求に関すること 4 他の班に属さない事項に関すること	公安部	部長 警察本部長  副部長 警務部長 警備部長  幕僚 <u>(兼)</u> 警備部長	総括班	警備課長	1 関係機関との連絡調整に関すること 2 公安部内の <u>総括</u> ・調整に関すること 3 特別派遣部隊の援助要求に関すること 4 他の班に属さない事項に関すること	
幕僚 交通部長	交通総括班	交通企画課長	1 交通 <u>対策</u> の総括・調整に関すること	幕僚 交通部長	交通総括班	交通企画課長	1 交通 <u>関係各班</u> の総括・調整に関すること	(略)		
幕僚 (兼) 警務部長 首席監察官 警察学校長	支援対策班	会計課長	1 警備要員の宿泊、補給に関すること 2 警察施設の被害調査に関すること 3 車両、装備資機材の調達・運用に関すること 4 各種燃料、給油先の確保に関すること	幕僚 (兼) 警務部長 首席監察官 警察学校長	<u>警務総括班</u>	<u>警務課長</u>	1 <u>警務関係各班の総括・調整に関すること</u> 2 <u>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること</u>	会計課長	1 警備要員の宿泊、補給に関すること 2 警察施設の被害調査に関すること 3 車両、装備資機材の調達・運用に関すること 4 各種燃料、給油先の確保に関すること	
			警務課長	1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること		<u>装備・会計班</u>	<u>施設装備統括官</u>			
			人材育成課長	1 特別派遣部隊の受入れに関すること		<u>受援班</u>	人材育成課長	1 特別派遣部隊の受入れに関すること		
(略)					(略)					
幕僚 刑事部長	捜査総括班	刑事企画課長	1 被災地における犯罪情勢の把握及び刑事広報に関すること 2 (新設)	幕僚 刑事部長	<u>刑事総括班</u>	刑事企画課長	1 <u>警務関係各班の総括・調整に関すること</u> 2 <u>被災地における犯罪情勢の把握及び刑事広報に関すること</u>	(略)		
(略)					(略)					

修正前					修正後					摘要
	幕僚 生活安全部 長	生活安全 班	生活安全企画 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警備業協会との情報連絡及び指導運用に関すること</li> <li>2 自主防犯組織の指導に関すること</li> <li>3 ボランティア団体との連携に関すること</li> <li>4 生活安全情報の収集及び提供に関すること</li> <li>5 地域安全活動に関すること</li> <li>6 銃砲・刀剣・火薬類の措置に関すること</li> <li>7 (新設)</li> </ol>		幕僚 生活安全部 長	生活安全 <u>総括班</u>	生活安全企画 課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>生活安全関係各班の総括・調整に関する</u>こと</li> <li>2 警備業協会との情報連絡及び指導運用に関すること</li> <li>3 自主防犯組織の指導に関すること</li> <li>4 ボランティア団体との連携に関すること</li> <li>5 生活安全情報の収集及び提供に関すること</li> <li>6 地域安全活動に関すること</li> <li>7 銃砲・刀剣・火薬類の措置に関すること</li> </ol>	
(略)					(略)					
<b>第4節 EMCの立上げ等及び緊急時モニタリング等の実施</b>					<b>第4節 EMCの立上げ等及び緊急時モニタリング等の実施</b>					
<b>第5節 原子力災害医療調整本部、原子力災害医療調整官の設置及び原子力災害医療等の措置</b>					<b>第5節 原子力災害医療調整本部、原子力災害医療調整官の設置及び原子力災害医療等の措置</b>					
<b>4 原子力災害医療</b>					<b>4 原子力災害医療</b>					
(1) (略)					(1) (略)					
(2) 県は、必要に応じて指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）、原子力災害医療・総合支援センターの <u>指導</u> を受けるなどにより、国、指定公共機関、中国電力㈱等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の避難退域時検査、簡易除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。					(2) 県は、必要に応じて指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）、原子力災害医療・総合支援センターの <u>支援</u> を受けるなどにより、国、指定公共機関、中国電力㈱等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の避難退域時検査、簡易除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。					・防災計画の改正（R1.5） を反映《P273 ※現行 P281》
<b>第6節 原子力災害合同対策協議会等への出席等</b>					<b>第6節 原子力災害合同対策協議会等への出席等</b>					
<b>第7節 応援要請及び職員の派遣要請等</b>					<b>第7節 応援要請及び職員の派遣要請等</b>					
<b>第8節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携</b>					<b>第8節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携</b>					
原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部のもとに、被災者の生活支援のため、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。					原子力災害対策本部長は、 <u>原子力災害対策本部設置後直ちに、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に実施するため</u> 、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。					・防災計画の改正（R2.5） 《P268》、新旧《P47》 原災マニュアルの改正 （R2.7）《P92》、新旧《P29》 を反映

修正前	修正後	概要
<p>県は、<u>初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において</u>、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>県は、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。</p> <p><u>また、県は、原子力被災道府県庁舎等へ派遣された原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員から構成される被災自治体支援チームが原子力被災者生活支援チームの下に設置された以降においては、当該チームと連携し、段階的な防護措置が完了した後の住民等の生活支援等を円滑に行うものとする。</u></p> <p><u>なお、段階的な防護措置が完了した後の住民等とは、例えば、施設敷地緊急事態要避難者で避難が完了した住民や全面緊急事態において避難や一時移転が完了した住民等を指す。</u></p>	<p>・所要の修正</p> <p>・原災マニュアルの改正（R2.5）を反映《P68～69》、新旧《P18～19》</p>
<p><b>第9節 防災業務関係者の安全確保</b></p>	<p><b>第9節 防災業務関係者の安全確保</b></p>	
<p><b>第10節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><b>1 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等）、農林畜水産物の<u>放射性物質調査</u>の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、民心の安定並びに要配慮者等、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を</p>	<p><b>第10節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p><b>1 住民等への情報伝達活動</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、緊急時モニタリングの結果等）、農林畜水産物の<u>放射性核種濃度測定</u>の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、民心の安定並びに要配慮者等、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることを考慮し、情報を</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P276》、新旧《P49》</p>



修正前	修正後	概要
<p>提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P80》、新旧《P20》</p>
<p><b>第11節 避難、屋内退避等の防護措置</b></p> <p><b>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。また、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなった区域も同様に対応することとする。</p> <p>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うものとする。</p> <p>また、県は、国の要請等により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。</p> <p>(2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、PAZ内における避難の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、松江市にその旨を伝達するものとする。</p> <p>また、県は、国の要請等により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。</p> <p>(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、PAZ内の避難等を行うこととし、PAZ</p>	<p><b>第11節 避難、屋内退避等の防護措置</b></p> <p><b>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。また、UPZを超えて実施が必要となった場合は、対策を講じることとなった区域も同様に対応することとする。</p> <p>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</p> <p>(1) 県は、警戒事態発生時には、国の要請等により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）を行うものとする。</p> <p>また、県は、国の要請等により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。</p> <p>(2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、PAZ内における避難の準備を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、松江市にその旨を伝達するものとする。</p> <p>また、県は、国の要請等により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手段の確保等）に協力するよう助言するものとする。</p> <p>(3) 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、PAZ内の避難等を行うこととし、PAZ</p>	

修正前	修正後	摘要
<p>を含む松江市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には松江市と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県は、P A Z内の避難の実施に併せ、国の指示等により、松江市及び関係周辺3市に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するものとする。県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合や緊急時モニタリング結果、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、松江市及び関係周辺3市に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県、松江市及び関係周辺3市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難等の指示を行うことができる。</p> <p>一方で、県、松江市及び関係周辺3市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>原子力災害合同対策協議会は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部及び関係地方公共団体が相互に協力して作成したU P Z内の避難等の対象地域や対象者の数等を含む避難等の実施方針について確認を行った後、関係地方公共団体や災害対策本部等の間で認識の共有を図るものとされている。</p>	<p>を含む松江市に対し、住民等に対する避難のための立退きの指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には松江市と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県は、P A Z内の避難の実施に併せ、国の指示等により、松江市及び関係周辺3市に対し、屋内退避の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう要請するものとする。県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合や緊急時モニタリング結果、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、松江市及び関係周辺3市に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>県、松江市及び関係周辺3市は、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、独自の判断で避難等の指示を行うことができる。</p> <p>一方で、県、松江市及び関係周辺3市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>原子力災害合同対策協議会等は、<u>関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり、国が指示する内容を判断するため、次に掲げる事項について、関係地方公共団体等から事前の状況把握等を行うこととされている。また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとされている。</u></p> <p><u>・U P Z内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</u></p> <p><u>・避難ルート、避難先の概要</u></p> <p><u>・移動手段の確保見込み</u></p> <p><u>・その他必要な事項</u></p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）</p> <p>《P273》、新旧《P48》、</p> <p>原災マニュアルの改正（R2.7）《P111》、新旧《P36》を反映</p>

修正前	修正後	摘要
<p>(4) 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。</p> <p>原子力災害対策本部が指示を行うに当たり、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>(5) 県は、住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て確保するものとする。このうち避難に要するバスについては、「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方のバス協会等に要請し、確保するものとする。また、避難に要する福祉タクシーについては、「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方のタクシー協会等に要請し、確保するものとする。</p> <p>(6) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>(7) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。また、避難対象区域を含む市から輸送支援等の要請があったときには、関係機関と連携し、必要な支援を行う。</p> <p>(8) 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。</p>	<p>(4) 放射性物質が放出された後は、原子力災害対策本部は、地方公共団体に対し、緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。</p> <p>原子力災害対策本部が指示を行うに当たり、原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。</p> <p>(5) 県は、住民等の避難に要する車両について、国、関係機関の協力を得て確保するものとする。このうち避難に要するバスについては、「原子力災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方のバス協会等に要請し、確保するものとする。また、避難に要する福祉タクシーについては、「原子力災害時等における福祉タクシーによる緊急輸送等に関する協定書」に基づき、県が中国地方のタクシー協会等に要請し、確保するものとする。</p> <p>(6) 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>(7) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市に協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。また、避難対象区域を含む市から輸送支援等の要請があったときには、関係機関と連携し、必要な支援を行う。</p> <p>(8) 県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。</p>	

修正前	修正後	摘要
<p>また、この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p><b>2 避難所等</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営における女性の参画推進及び女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営（女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など）に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p><b>3～4 (略)</b></p> <p><b>5 安定ヨウ素剤の予防服用</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、松江市及び関係周辺3市、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p><b>6～9 (略)</b></p> <p><b>10 飲食物、生活必需品等の供給</b></p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>また、この場合、県は受入先の市町村と協議の上、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すものとする。</p> <p>なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。</p> <p><b>2 避難所等</b></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営における女性の参画推進及び男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難所の運営（女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性用衛生用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、女性や子育て家庭のニーズへの配慮など）に関すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p><b>3～4 (略)</b></p> <p><b>5 安定ヨウ素剤の服用</b></p> <p>県は、原子力災害対策指針を参考に、松江市及び関係周辺3市、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p><b>6～9 (略)</b></p> <p><b>10 飲食物、生活必需品等の供給</b></p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>・風水害編等との整合</p> <p>・防災計画の改正 (R2.5) を反映《P292》、新旧《P51》</p> <p>・防災計画の改正 (R2.5) を反映《P81》、新旧《P20》</p>

修正前	修正後	摘要
<p>(3) 県、松江市及び関係周辺3市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p>	<p>(3) 県、松江市及び関係周辺3市は、<b>備蓄物資の状況等踏まえ</b>、供給すべき物資が不足し、<b>自ら調達することが困難</b>である場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P82》、新旧《P20》</p>
<p><b>第12節 治安の確保及び火災の予防</b></p>	<p><b>第12節 治安の確保及び火災の予防</b></p>	
<p><b>第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</b></p> <p>(1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の<b>出荷制限</b>及び<b>摂取制限</b>を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。（別添3参照）</p> <p>(3) 県は、国の<b>指導・助言及び指示</b>に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の_____ <b>出荷制限、摂取制限等</b>及びこれらの解除を実施するものとする。</p>	<p><b>第13節 飲食物の<b>摂取制限</b>及び<b>出荷制限</b></b></p> <p>(1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の<b>摂取制限</b>及び<b>出荷制限</b>を実施するものとする。</p> <p>(2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。（別添3参照）</p> <p>(3) 県は、国の<b>指示及び要請</b>に基づき、飲食物の<b>放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限</b>を実施するものとする。</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P275》、新旧《P48》</p>
<p><b>第14節 緊急輸送活動</b></p>	<p><b>第14節 緊急輸送活動</b></p>	
<p><b>第15節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、自ら必要と認める場合又は松江市及び関係周辺3市等から被ばく患者の協力機関、拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターへの搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p>	<p><b>第15節 救助・救急、消火活動に関する応援要請等</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、自ら必要と認める場合又は松江市及び関係周辺3市等から被ばく患者の協力機関、拠点病院、高度被ばく医療支援センターへの搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p>	<p>・防災計画の改正（R1.5）を反映《P274》</p>
<p><b>第16節 自発的支援の受入れ等</b></p>	<p><b>第16節 自発的支援の受入れ等</b></p>	
<p><b>第17節 行政機関の業務継続に係る措置</b></p>	<p><b>第17節 行政機関の業務継続に係る措置</b></p>	

修正前	修正後	摘要
第5章 原子力災害中長期計画		
第1節 基本方針	第1節 基本方針	
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	第2節 緊急事態解除宣言後の対応	
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	
第4節 放射性物質による環境汚染への対処	第4節 放射性物質による環境汚染への対処	
<p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p>	<p>第5節 各種制限措置等の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立ち入り制限、飲食物の出荷制限及び摂取制限並びに各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</p>	<p>・防災計画の改正（R2.5）を反映《P293》、新旧《P51》</p>
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	
第8節 被災者等の生活再建等の支援	第8節 被災者等の生活再建等の支援	
第9節 風評被害等の影響の軽減	第9節 風評被害等の影響の軽減	
第10節 被災中小企業等に対する支援	第10節 被災中小企業等に対する支援	
第11節 心身の健康相談体制の整備	第11節 心身の健康相談体制の整備	
第12節 物価の監視	第12節 物価の監視	
第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除	

# 別 添 資 料

別添1 緊急事態区分を判断するEALについて ※

※ この資料で示すEALは、原子力災害対策指針が定める「各緊急事態区分を判断するEALの枠組み」から抜粋したものであり、今後、当該指針の改正や島根原子力発電所の設備の状況の変化等に応じて差し替えていくものである。

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

※島根原子力発電所2号炉に適用

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</li> <li>2. 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>3. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>4. オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>5. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ol>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</li> <li>2. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</li> <li>3. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</li> </ol>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>



全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</li> <li>2. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</li> <li>3. その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</li> </ol>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

9. 原子炉の運転等のための施設（1. から8. までに掲げるものを除く。）

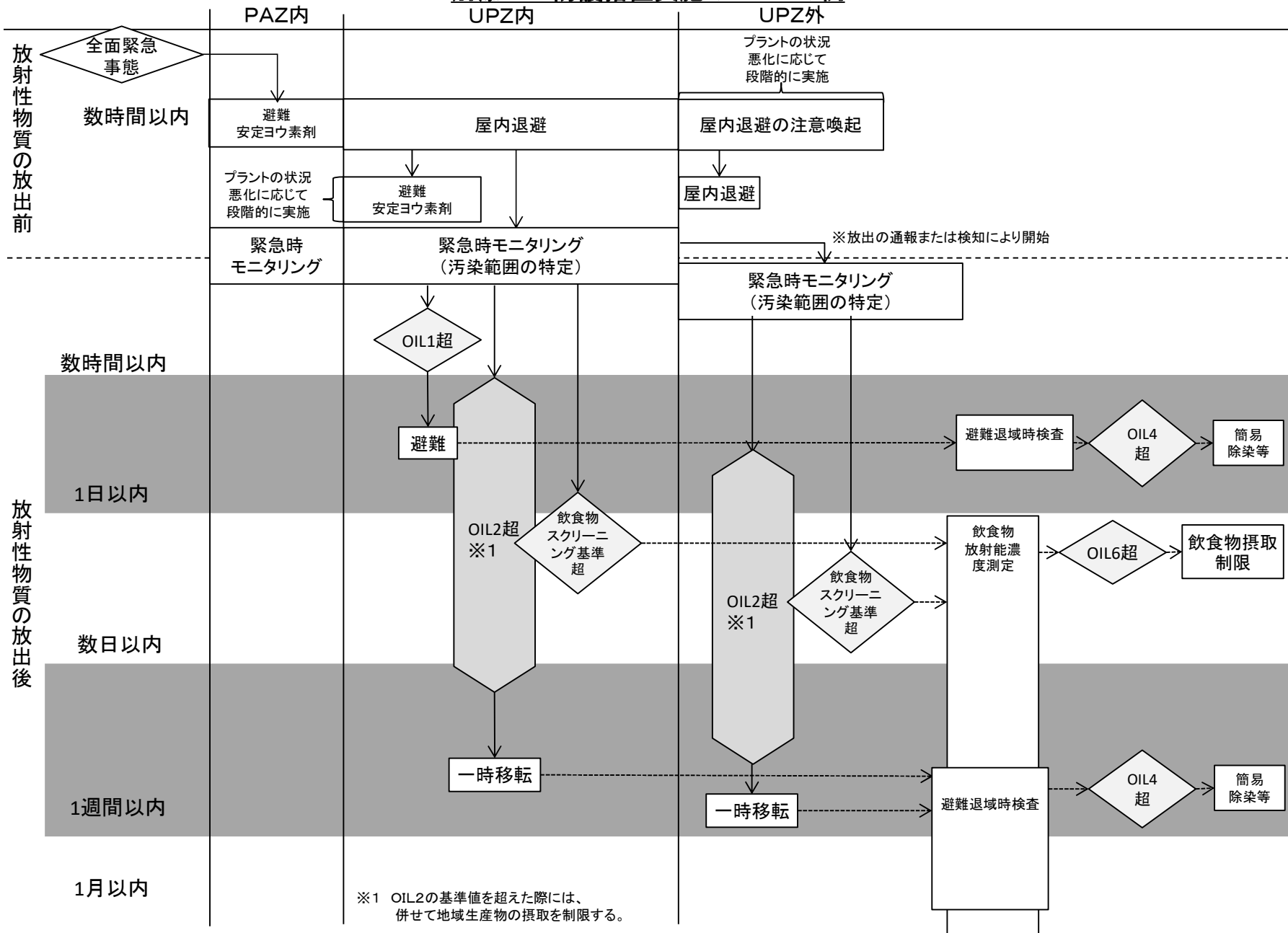
※島根原子力発電所1号炉に適用

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</li> <li>2. 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。</li> <li>3. オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</li> <li>4. その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</li> </ol>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</li> <li>2. その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</li> </ol>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。UPZのみが設定される場合は、UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。</p>

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>1. 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>2. その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

### 別添2 防護措置実施のフローの例



別添3 O I L と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>*1</sup>			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じ <del>ず</del> するための基準	$\beta$ 線：40,000 cpm <sup>*3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
$\beta$ 線：13,000cpm <sup>*4</sup> 【1ヶ <del>か</del> 月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)						
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 <sup>*9</sup>	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>*6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>*7</sup>	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉 卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>*8</sup>	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg				

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

## 別添4-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

※島根原子力発電所2号炉に適用

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～) ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に属する。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
		緊急事態  (原法10条の通報すべき基準を採用し、ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)  (原法15条の原子力緊急事態基準を採用し、全面緊急事態)	警戒事態  原子力 公共団体 国	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達			・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備	-	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力		
・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供			・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請		
(原法10条の通報すべき基準を採用し、ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。)  (原法15条の原子力緊急事態基準を採用し、全面緊急事態)	原子力 公共団体 国		・委員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-	
			・委員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要配慮者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・要配慮者等の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力	
			・委員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請	
(原法15条の原子力緊急事態基準を採用し、全面緊急事態)	原子力 公共団体 国		・委員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	
			・委員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難遅延時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)	・委員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難遅延時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力
			・委員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難遅延時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの支援	【避難等】 ・自治体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難遅延時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請	

別添4-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

※島根原子力発電所2号炉に適用

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
		体制整備	情報提供	モニタリング※1	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
OIL1	事業者 電力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-
	公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な 者の一時避難を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の 実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請
飲食物に係るスクリーニング基準	事業者 電力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-
	公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の 決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃 度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
OIL4	事業者 電力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協 力	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協 力	
	公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実 施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実 施	
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指 示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指 示	
OIL2	事業者 電力	-	-	-	-	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施	-	-
	公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指 示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報 提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移 転の実施を指示
OIL6	事業者 電力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共 地方 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
	国	-	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指 示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報 提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指 示

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

## 別添4-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

※島根原子力発電所1号炉に適用

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

緊急事態区分	緊急事態	UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
		警戒事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul> </li> <li>公共団体                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul> </li> <li>国                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> <li>現地派遣の準備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界のモニタリング</li> </ul>	-	-	-	-	-
（原災法10条の通報すべき基準を除外。）ただし、全面緊急事態に該当する場合は除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> </ul> </li> <li>公共団体                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> <li>国及び他の自治体に応援要請</li> </ul> </li> <li>国                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> <li>現地派遣の実施</li> <li>現地追加派遣の準備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び自治体へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界のモニタリング</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避</li> <li>屋内退避準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> <li>今後の情報について住民等への注意喚起</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの準備及び支援</li> </ul>	-
（原災法15条の原子力緊急事態宣言）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> </ul> </li> <li>公共団体                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> </ul> </li> <li>国                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> <li>現地追加派遣の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び自治体へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界のモニタリング</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避</li> <li>自治体に屋内退避の実施を指示</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)</li> <li>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</li> <li>避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施及び支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</li> <li>自治体に避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力</li> </ul>
（原災法15条の原子力緊急事態宣言）	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事業者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> </ul> </li> <li>公共団体                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> </ul> </li> <li>国                             <ul style="list-style-type: none"> <li>要員追加参集</li> <li>現地追加派遣の実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び自治体へ通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界のモニタリング</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避</li> <li>自治体に屋内退避の実施を指示</li> <li>【安定ヨウ素剤】</li> <li>自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示</li> <li>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</li> <li>自治体に避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集・連絡体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施及び支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【防護措置基準に基づく防護措置への対応】</li> <li>自治体に避難、一時移転、避難区域時検査及び簡易除染の準備(避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請</li> </ul>



## 別添4-2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(2/2)

※島根原子力発電所1号炉に適用

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力が必要と判断された範囲に限る。				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L 1	事業者 電力	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ	
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が困難な 者の一時避難を含む)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の 実施を指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請	
飲食物に 係るスクリー ニング基準	事業者 電力	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施及び支援	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-	
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の 決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃 度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
O I L 4	事業者 電力	-	・国及び自治体へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協 力	-	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協 力	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施	
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	
O I L 2	事業者 電力	-	・国及び自治体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの 実施	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの 実施	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の受入れ
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリングの 実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転 の実施を指示	【一時移転】 ・(遠)自治体に一時移転の 受入れを要請
O I L 6	事業者 電力	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共 地方 団体	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指 示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性物質 の濃度測定結果の収集・ 分析 ・個別の放射性物質の濃 度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	

